

訟 企 第 1 3 8 号

平成 2 9 年 2 月 2 8 日

課 長 殿
訟務支援管理官 殿

訟 務 企 画 課 長
(公 印 省 略)

訟務局訟務処理準則の一部改正について（依命通知）

平成 6 年 1 2 月 5 日付け訟総第 8 2 2 号訟務局長通達「訟務局訟務処理準則」（以下「準則」という。）については、本日付け訟企第 1 3 4 号訟務局長通達（以下「改正通達」という。）をもって一部改正されたところですが、予防司法支援事件の処理に当たっては、本日付け法務省訟企第 1 3 2 号訟務局長通達による改正後の「法務局及び地方法務局訟務処理細則」、本日付け法務省訟企第 1 3 6 号当職依命通知「法務局及び地方法務局訟務処理細則の一部改正、独立行政法人等を当事者等とする訴訟に係る監理事件の処理及び予防司法支援事件の処理について」及び同通知による読み替え後の平成 1 8 年 3 月 9 日付け法務省訟企第 1 7 2 号当職依命通知「法務局及び地方法務局訟務処理細則の一部改正並びに独立行政法人を当事者等とする訴訟に係る監理事件及び法律意見照会事件の処理について」（以下「平成 1 8 年通知」という。）に準ずるほか、改正通達の趣旨及び処理上の留意点は下記のとおりです。

なお、平成 1 8 年 3 月 9 日付け訟企第 1 7 5 号当職依命通知「大臣官房訟務部門訟務処理準則の一部改正及び法律意見照会の処理について」及び同日付け訟務企画課訟務調整官事務連絡「法律意見照会事件の処理について」は廃止します。

記

第 1 定義の改正（第 2 条関係）

1 予防司法支援事件

法律意見照会事件については、改正前の準則第2条第18号においては、争訟に至る可能性のある具体的事項に対象が限定されていたが、具体的事項でなくとも、一般的に争訟に至る可能性のある事項にまで対象を拡大するため、その定義が改められるとともに、その呼称も「予防司法支援事件」に改められた。

2 監督予防司法支援事件

改正前の準則第2条第19号においては、平成6年12月5日付け法務省訟総第820号訟務局長通達「法務局及び地方法務局訟務処理細則」（以下「細則」という。）第51条の規定による同一の用紙により報告される事件は監督法律意見照会事件には含まれないものとされていたところ、同条の規定により同一の用紙により報告される事件についても、訟務局の監督機能を明確化する必要があることから、その定義が改められ、一般支援事件（平成18年通知記第2の5(2)参照。以下同じ。）のうち、同条の規定により同一の用紙により報告される事件も、監督予防司法支援事件に含まれるものとされた。

また、監督予防司法支援事件（一般支援事件を除く。）については、受理報告に基づき立件し、担当局に対して必要に応じて指示等をした上で、結果報告により終了の処理をすることとなる（第36条）。

さらに、監督予防司法支援事件のうち一般支援事件の記録は、予防司法支援事件関係つづりに編綴して保管することとなるが、第38条第2項の規定による目録の作成は要しない。

第2 取扱責任者及び帳簿に係る規定の改正（第3条及び第4条関係）

予防司法支援事件については、訟務支援管理官もその処理を担当することとなるため、訟務支援管理官にも、事件簿取扱責任者、統計取扱責任者及び保存記録取扱責任者を置くものとされるとともに（第3条第1項）、予防司法支援事件簿及び予防司法支援事件関係つづりを備えるものとされた（第4条第1項柱書き）。

また、上記第1の改正に伴い、法律意見照会事件簿及び法律意見照会事件関係つづりが、それぞれ予防司法支援事件簿及び予防司法支援事件関係

つづりと改められた（第 4 条第 1 項第 7 号及び第 8 号）。

加えて、事件簿を始めとする各種帳簿については、行政文書ファイル管理簿に記載して管理することとされており、帳簿等保存簿の作成・管理の事務は、行政文書ファイル簿の作成・管理の事務と重複することから、事務の簡素・効率化を図るため、帳簿等保存簿を廃止するものとされた（第 4 条第 1 項第 2 号、同条第 4 項及び様式第 2 号）。

第 3 事件の処理に関する規定の準用規定の新設（第 3 9 条関係）

上記第 1 の改正により、予防司法支援事件の対象が、具体的事項でなくとも、一般的に争訟に至る可能性のある事項にまで拡大されることに伴い、予防司法支援事件に係る訟務部局の処理体制を強化するため、争訟事件における担当局の変更に係る規定を準用するものとされた。

1 担当局の変更（第 3 9 条において準用する第 1 5 条関係）

- (1) 訟務局が単独で処理を担当する予防司法支援事件について、その処理を担当しないこととしたとき、又は訟務局が法務局又は地方法務局と共同してその処理を担当することとしたときに、当該事件をその処理を担当すべき法務局又は地方法務局の長に移送するとともに（第 3 9 条において準用する第 1 5 条第 1 項）、変更後の担当局を、適宜の方法により、行政庁等に対し通知するものとされた（第 3 7 条第 2 項（後記第 6 参照））。
- (2) 訟務局が法務局又は地方法務局と共同して処理を担当する予防司法支援事件について、訟務局が単独でその処理を担当することとしたとき、又は訟務局がその処理を担当しないこととしたときは、その処理を担当している法務局又は地方法務局の長に対し、その旨を通知するとともに（第 3 9 条において準用する第 1 5 条第 2 項）、変更後の担当局を、適宜の方法により、行政庁等に通知するものとされた（第 3 7 条第 2 項（後記第 6 参照））。
- (3) 訟務局が地方法務局と共同して処理を担当する予防司法支援事件について、監督法務局に訟務局及び地方法務局と共同してその処理を担当させることとしたとき、又は訟務局が法務局及び地方法務局と共同してその処理を担当している予防司法支援事件について、その法務局にその処

理を担当させないこととしたときは、その法務局の長に対し、細則第 5 4 条において準用する細則第 1 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 1 項の規定による指示又は通知をすべき旨の指示をするものとされた（第 3 9 条において準用する第 1 5 条第 3 項及び第 4 項）。

2 監督予防司法支援事件の担当局の変更（第 3 9 条において準用する第 1 6 条）。

監督予防司法支援事件について、訟務局が単独で処理を担当することとしたとき、法務局又は地方法務局と共同して処理を担当することとしたときは、その法務局又は地方法務局の長に対してその旨を通知又は指示するものとされた（第 3 9 条において準用する第 1 6 条）。

また、これらのときには、適宜の方法により、行政庁等に対し、変更後の担当局を通知するものとされた（第 3 7 条第 2 項（後記第 6 参照））。

3 共同処理予防司法支援事件の法務局及び地方法務局の担当官への通知（第 3 9 条において準用する第 2 6 条関係）

予防司法支援事件についても、争訟事件における法務局及び地方法務局の担当官への通知に係る規定が準用され、担当官は、共同処理予防司法支援事件に関して、訟務局の担当官のみが関与した事項で、必要があると認められるものについては、その事件の処理を担当する法務局及び地方法務局の担当官に対し、適宜の方法により処理の結果を通知するものとされた。

第 4 予防司法支援事件の処理（第 3 5 条第 1 項関係）

担当官は、予防司法支援事件を受理したときは、予防司法支援事件票（様式第 2 1 号）を作成するものとされた。

したがって、担当官は、訟務局が直接行政庁等から予防司法支援事件を受理したときのほか、第 3 9 条において準用する第 1 6 条の規定により、監督予防司法支援事件を単独処理予防司法支援事件又は共同処理予防司法支援事件としたときにも、予防司法支援事件票を作成することとなる。

第 5 予防司法支援事件の立件及び終了（第 3 6 条第 1 項関係）

争訟事件に係る担当局の変更の規定が準用されたことから、訟務局が、直接行政庁等から予防司法支援事件を受理したときのほか、第 3 9 条において準用する第 1 6 条の規定により、監督予防司法支援事件のうち一般支

援事件を単独処理予防司法支援事件又は共同処理予防司法支援事件としたときにも、予防司法支援事件票により立件して予防司法支援事件簿に登載を要することとなる。

また、第39条において準用する第15条第1項の規定により、単独処理予防司法支援事件について、訟務局がその処理を担当しないこととしたとき、同条第2項により、共同処理予防司法支援事件について、訟務局がその処理を担当しないこととしたときは、予防司法支援事件簿に予防司法支援事件が終了した旨の記載を要することとなる。

第6 行政庁等に対する通知に係る規定の新設（第37条第2項関係）

第39条において準用する第15条第1項若しくは第2項又は第16条の規定により担当局の変更をしたときは、変更後の担当局を、適宜の方法により、行政庁等に対し通知するものとされた。

第7 様式の改正（様式第20号、第21号及び第22号関係）

上記第1の改正に伴い、法律意見照会事件簿、法律意見照会事件票及び法律意見照会事件関係つづり目録の様式が、それぞれ予防司法支援事件簿、予防司法支援事件票及び予防司法支援事件関係つづり目録の様式に改められたが、いずれについても、標題のみを改めたものである。

なお、改正通達の施行の際に改正前の規定により作成され、現にある法律意見照会事件簿（第4条第1項第7号、様式第20号）、法律意見照会事件票（第35条第1項、様式第21号）及び法律意見照会事件関係つづり目録（第38条第2項、様式第22号）については、それぞれ改正後の規定により作成されているものとみなすものとされた（改正通達附則第2項）。

第8 その他（第2条第19号、同条第20号、第35条、第36条、第37条第1項、第38条及び様式第16号関係）

上記第1の改正等に伴う所要の改正がされた。